平成２９年（フ）第５９号
熊本県荒尾市東屋形１丁目12番地７
債務者　大崎　未帆
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙瀬　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２９年（フ）第１３０５号
札幌市白石区栄通11丁目２番32号　パークサイド栄Ｃ一202号
債務者　杉山　　誠
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野谷　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第３００７号
横浜市中区本牧原19番１一514号
債務者　中山　広幸
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　憲宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部
平成２９年（フ）第１１１号
新潟県柏崎市関町13番３一104号　コーポ草笛Ⅲ
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月７日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２９年（フ）第７６５号
埼玉県加須市麦倉1424番地１　リバーヒル大塚203号
債務者　江川　省吾
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第７６６号
埼玉県加須市麦倉1424番地１　リバーヒル大塚203号
債務者　江川明日香
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２０２５号
札幌市北区北30条西４丁目２番15号　藤田ビル204号
債務者　井村　幸一
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第２２３３号
札幌市中央区南12条西20丁目２番17一204号
債務者　三浦　高廣
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第２３１８号
札幌市西区発寒10条２丁目６番26号　フィオラノ発寒中央８一102号
債務者　滝田　祐都
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第２３２１号
札幌市手稲区星置１条２丁目３番１一306号
債務者　榎本　俊樹
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第２３３７号
札幌市白石区北郷５条９丁目１番50号　アドバンス北郷201号
債務者　木村　康平
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第２３４８号
札幌市豊平区西岡４条３丁目１番15一303号
債務者　大瀧　和範
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第２３６２号
札幌市中央区南17条西10丁目１番22号　プラザマンション17一205号
債務者　飯田　真弓
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第２３９７号
北海道石狩市八幡１丁目54番地11
債務者　眞鍋　和弘
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１２５３号
千葉県船橋市夏見台４丁目13番20号　グランディール夏見台205号
債務者　日下田友美
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１３００号
千葉市緑区あすみが丘７丁目18番地７　メゾンクレール四番館202号
債務者　比嘉　俊郎
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１３０５号
千葉県習志野市谷津３丁目１番48一901号
債務者　山口　道廣
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係